

2018年5月18日

株式会社ライトアップ

代表取締役社長 白石 崇

問合せ先： 執行役員 CFO 高桑 忠久

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことを基本とし、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性、適法性を確保しつつ、迅速な業務執行体制の確立を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白石 崇	1,363,800	50.85
株式会社オプトホールディング	1,072,800	40.00
ライトアップ従業員持株会	57,000	2.13
三菱 UFJ キャピタル2号投資事業有限責任組合	30,000	1.12
SBI ベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	47,700	1.78
SBI ベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	34,500	1.29
SBI アドバンスト・テクノロジー1号投資事業有限責任組合	26,400	0.99
SBI ベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合	24,300	0.91
SBI ベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合	17,100	0.64
浅井 智博	6,000	0.22

支配株主名	白石 崇
-------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>現在、支配株主と当社との取引関係はなく、今後行う予定もありませんが、当該取引が発生する場合は、取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らして有効であるか、当社取締役会の決議により行うことで少数株主の保護にとつとめて参ります。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原 大二郎	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 大二郎	○	該当事項はありません。	原大二郎氏は、弁護士としての豊富な経験と有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査人と監査役は、相互に計画書や監査書類に閲覧し、情報交換を定期的に行っております。
また、内部監査人と監査役及び会計監査人との間の情報交換、意見交換については、期末及び四半期ごとに開催される四半期クリアランスミーティングに内部監査人と監査役が出席することで情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細川 幸一郎	他の会社の出身者													
大雲 卓雄	その他													
本行 隆之	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細川 幸一郎	○	該当事項はありません。	細川幸一郎氏は、事業会社における取締役としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
大雲 卓雄	○	該当事項はありません。	大雲卓雄氏は、司法書士としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
本行 隆之	○	該当事項はありません。	本行隆之氏は、公認会計士であるほか、事業会社における取締役や監査役等としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立

			役員として指定しております。
--	--	--	----------------

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役 1 名および社外監査役 3 名は、独立役員の基準を満たしておりますので、独立役員に指定する予定です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	報酬の開示はしていない
------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた取締役の報酬限度額の範囲内において、取締役会に決議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役のサポートにつきましては、管理グループにて行っております。取締役会の資料は取締役会の 3 日程度までにアジェンダや基本資料を送付し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、別に監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに機能的に十分に牽制の効くコーポレート・ガバナンスの体制が確立されております。

当社定款により取締役の員数は8名以内、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定められており、本書提出日現在、取締役会は取締役6名(内、社外取締役2名)で構成されております。また、監査役の員数は、5名以内、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定められており、本書提出日現在、監査役会は監査役3名(全て社外監査役)で構成されております。取締役会は原則月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の意思決定機関として法令及び定款に定められた事項ならびにその他重要な経営に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。

また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員及びマネージャーが出席する予算進捗会議を開催し、経営状況と業務運営について審議し、経営判断の迅速化と適正化を向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。当社がこのような体制を採用している理由は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報1. 基本的な考え方」で記載のとおり、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことができる体制であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、早期発送(開催日の2週間前以上)に努め、自社ホームページにおいても掲載することを予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、他社の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所(ホテル等)を確保してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使	今後の検討課題と考えております。

使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにて開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後の検討課題として考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	決算説明会の定期的開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後の株主構成を考慮しながら検討してまいります。	未定
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにて開示資料等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理グループがIRを担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討課題であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供	「投資家への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものである」ということを認識し、「投資家の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社

に係る方針等の策定	情報の開示を徹底する」ことを基本として対応してまいります。
-----------	-------------------------------

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム整備の基本方針」を定め、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- イ.取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ロ.取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
- ハ.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ニ.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ホ.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ヘ.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ト.監査役職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- チ.その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- リ.反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況
- ヌ.財務報告の信頼性を確保するための体制
- ル.リスク管理体制の整備状況について

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。

その内容につきましては、社内通達や朝礼等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を制定し、反社会的勢力対応部署は管理グループ、その責任者は管理グループ担当取締役もしくは執行役員と定めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

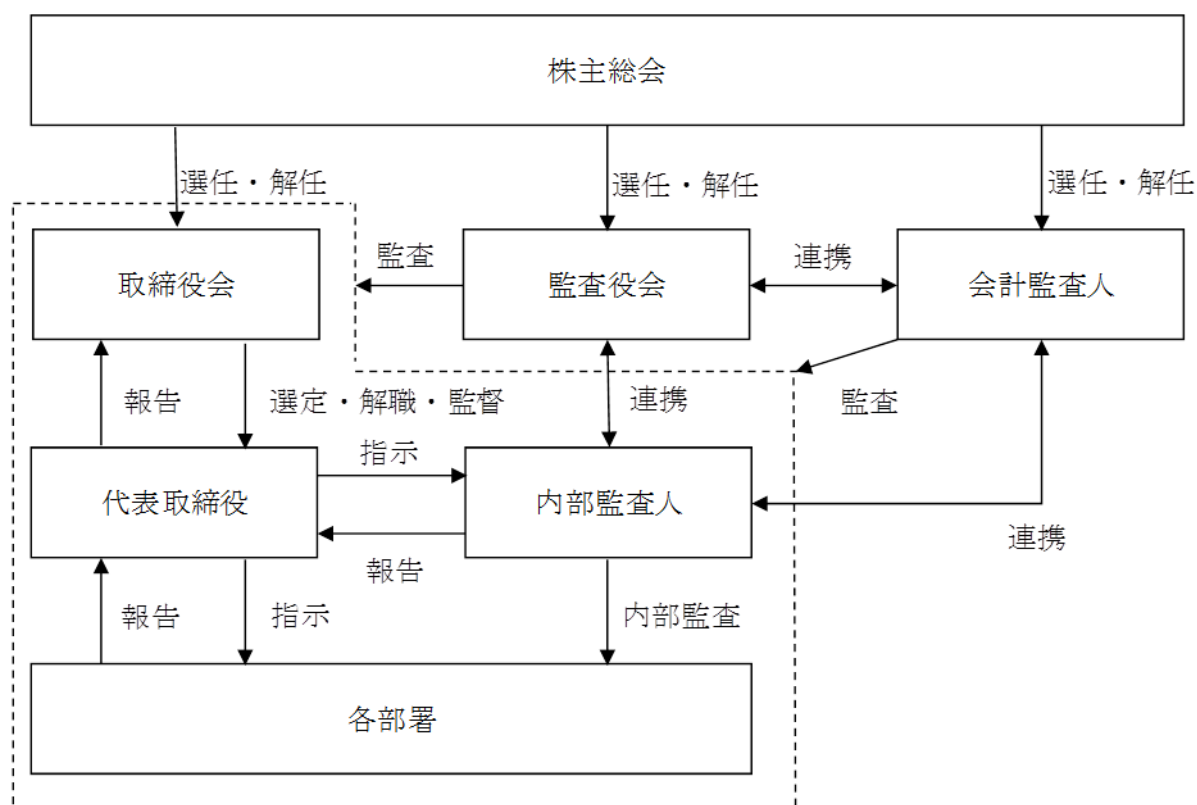
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

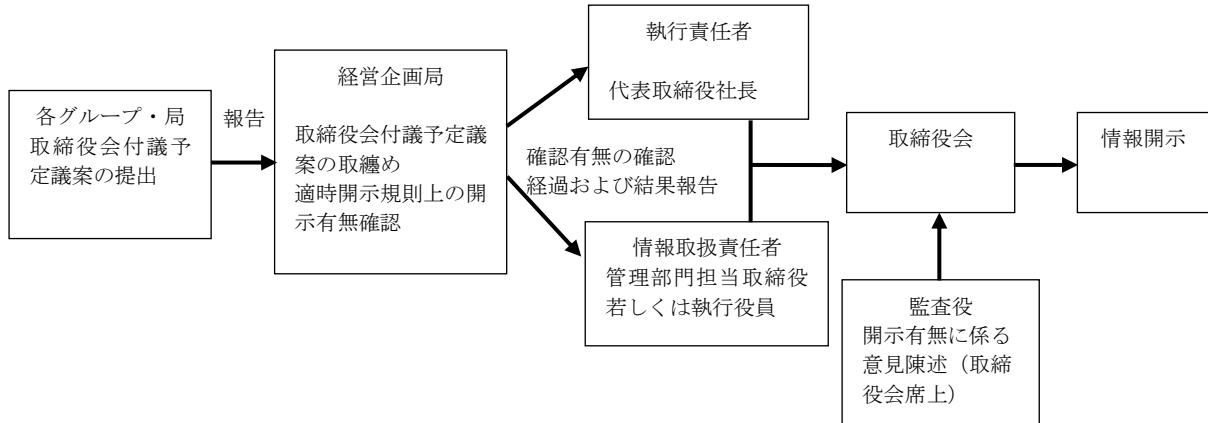
当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

【模式図】

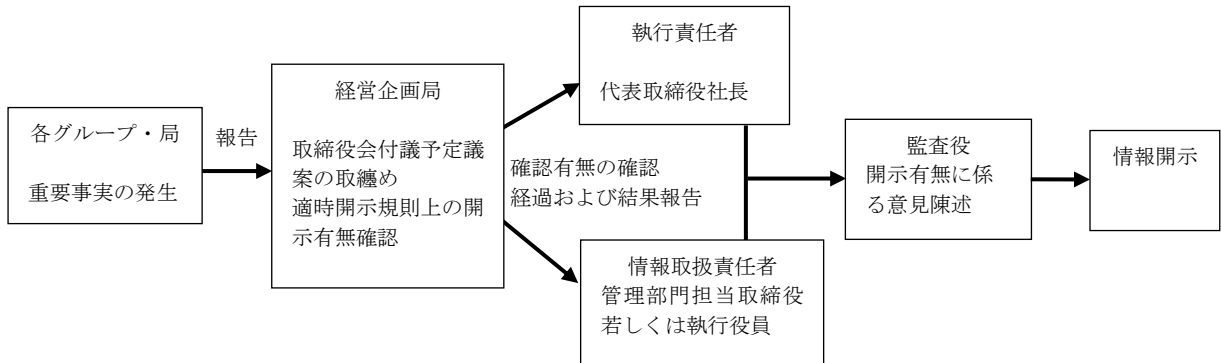


【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報>



以上